

解体・改修・各種設備工事の元請事業者・自主施工者の皆様へ

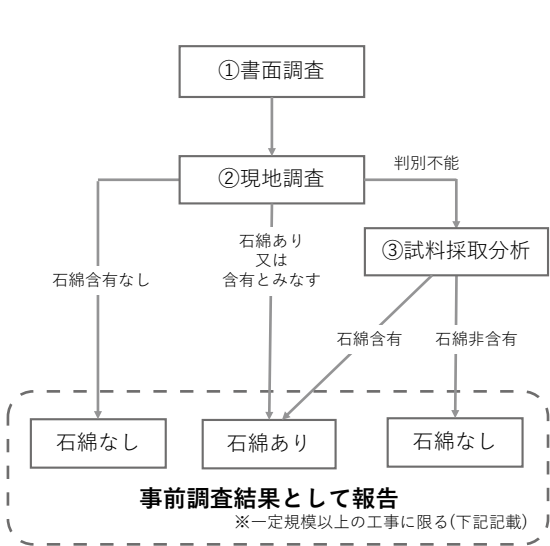
令和4年4月からアスベスト関連規制が更に強化され、 事前調査結果の報告が義務化されます！

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会の登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。



事前調査の流れ



①設計図書等により、新築工事に着手した日、建築材料を確認します。使用されている建築材料に石綿が使用されているか否か、石綿（アスベスト）含有建材データベース等を使用して調査します。

②現地で各部屋、部位を網羅的に確認します。（書面調査との相違等を確認）書面調査のみで「石綿含有なし」と判断してはいけません※1。

※1 平成18年9月1日以降に設置の工事に着手したことが明らかな建築物や、ガasket等猶予期間を設けられていた一部製品の使用禁止後に設置の工事に着手した工作物については、設計図書等の書面で着工日を調査するだけで構いません。

③同一材料毎に代表試料を採取・分析し、石綿含有の有無を判定します。

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です。（石綿が無い場合も報告が必要です。）

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物 （建築物に設ける建築設備を含む）	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上
	改修（※1）	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物（※3）	解体・改修（※2）	請負金額が税込100万円以上

- ※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破碎・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。
- ※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。
- ※3 報告対象となる工作物は以下のものです。（なお、事前調査自体は以下に限らず全て必要です。）
- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、压力容器、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等の建築設備を除く）
 - ・焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
 - ・発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
 - ・トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
 - ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

石綿関連講習会のご案内

実施機関	石綿作業主任者技能講習	石綿含有建材調査者講習
（一社）長崎県労働基準協会 長崎市平野町 12-11 井手ビル 2 階 TEL 095-849-2450 FAX 095-849-2458	8月23日～24日（長崎） 11月16日～17日（佐世保） 12月15日～16日（長崎）	10月4日～5日（長崎）
建設業労働災害防止協会 長崎支部 長崎市魚の町 3-33 建設総合会館 4 階 TEL 095-820-7755 FAX 095-820-7744	9月15日～16日（諫早）	8月9日～10日（諫早） ★11月8日～9日（諫早） 1月17日～18日（諫早）

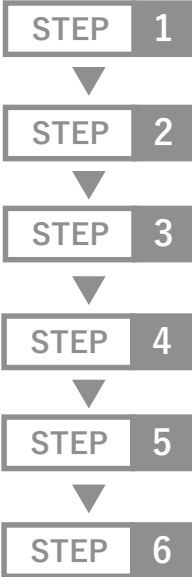
★オンライン講習（サテライト会場：五島）※上記以外にも講習会実施機関はあります。

●建設業石綿含有建材調査者講習受講資格

- （1）石綿作業主任者技能講習修了者
- （2）大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
- （3）短期大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
- （4）高等学校または中等教育学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、7年以上の実務経験を有する者
- （5）建築に関して11年以上の実務経験を有する者
- （6）特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者

注）受講資格はこの他にも規定されています。
申し込み・問い合わせについては、各講習機関に直接ご確認ください。
今後（秋以降）、建設長崎でも石綿含有建材調査者講習の開催を予定していきます。

事前調査結果 報告の流れ（電子報告システム）



GビズIDの取得

GビズIDにはgBizIDプライムとgBizIDエントリーの2種類があります
1つのメールアドレスで1つのアカウントを作成できます。

パソコン/スマートフォンの準備

Windows Linux / Android OS iOS で利用できます

電子報告システムにログイン

ログインの際には g BizIDに登録した
メールアドレス、パスワードが必要になります。

調査結果報告のための申請情報入力

システムに沿って必要な情報を入力していきます。

完了通知メールの受信

申請が正しく完了すると、登録のメールアドレスに
申請受付完了通知メールが届きます。

電子報告システムのログアウト

必要に応じてログアウトしてください。

gBizID <https://gbiz-id.go.jp>



石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



詳しくは、石綿総合情報ポータルサイトをご覧ください!!

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事や石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者、作業者、発注者それぞれに向けた情報を掲載しています。

また、事前調査者の講習機関、事前調査結果報告システムについてもこちらでご確認ください。

石綿総合情報ポータルサイト

検索



作業主任者技能講習のご案内

① 足場の組立て等作業主任者講習会

地区	日程	会場	受講料
長崎地区	令和4年9月17日(土)～18日(日) 午前9時00分～午後5時00分 (受付開始：午前8時30分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町17-58)	8,000円 (組合員には2,000円の助成あり)

【受験資格】 満21歳以上で、足場作業に3年以上従事した経験を有する者
足場作業の実務経験の要件は『3年以上』となっていますが、今後は『足場の組立て等特別教育を受講後3年以上』になってくることが予想されます。特別教育を受講されていない方は早いうちに受講いただきますようお願いいたします。

② 木造建築物の組立て等作業主任者講習会

地区	日程	会場	受講料
長崎地区	令和4年11月12日(土)～13日(日) 午前9時00分～午後5時00分 (受付開始：午前8時30分より)	建設長崎本部 (長崎市城山町17-58)	8,000円 (組合員には2,000円の助成あり)

【受験資格】 満21歳以上で、木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根若しくは外壁下地の取り付け作業に3年以上従事した経験を有する者

【定員】 36名（なお、受講者が15名未満の場合は中止する場合があります）

【受付方法】 支部にて随時受付。①受講申請書(実務経験欄の証明が必要) ②証明写真2枚(縦3.0cm×横2.4cm) ③運転免許証など本人確認ができる証明書の写 ④受講料を持参し、各支部事務所に提出。学院発行の作業主任者手帳を所持している場合は、提出をお願いします。

※注意！『個人事業主や一人親方の実務経験の証明について』
個人事業主や一人親方層の実務経験の証明については、自己証明の場合第三者の証明が2名分必要になります。

※講習会はコロナウイルス感染拡大防止対策を講じながら実施します。今後の感染状況を注視しながら、国・自治体の対処方針に従い対応（開催の有無）していきます。

【問い合わせ先】長崎労働局登録教習機関

長崎県建設技術専門学院本部（TEL095-861-9261）
登録No.025-1（足場）、No.025-3（木建）－有効2024年12月－

福祉共済制度
給付内容

共済の申請忘れはありませんか？

建設長崎の福祉共済は、全ての組合員が加入しており、組合員や家族のお祝い事や不幸があった際に、皆で積み立てておいた共済基金の中から各種給付を行う制度です。

月掛金 (65歳未満) 1,300円 (65歳以上) 1,100円

※共済給付の効力は組合加入後 3 ヶ月後の同日より発生します。時効は事象発生から 1 年です。申請及びお問い合わせは所属支部事務所へ。

時効があります。忘れずに申請をしましょう。



平成28年11月 1 日より発効

※この給付の効力は組合加入後 3 ヶ月後の同日より発生します。

共 済 種 目			共 済 A 型（65歳未満の組合員）		共 済 B 型（65歳以上の組合員）		
共済会費			月額 1,300円		月額 1,100円		
休業補償	病気休業手当金 （業務上の疾病・交通事故を除く）		組合加入 3ヵ月超1年未満……………1日につき 1年以上2年未満……………1日につき 2年以上……………1日につき		4,000円（労務不能4日目より支給し最高27日間） 4,000円（労務不能4日目より支給し最高37日間） 4,000円（労務不能4日目より支給し最高47日間）		
	傷害入院給付金		組合員がケガで入院した場合 入院1日につき		1,500円（入院初日より支給し最高180日を限度）		
	入院見舞金		傷害入院給付金と同時に入院30日間につき		10,000円（最高6回 60,000円を限度）		
各種祝金	結婚祝金		組合員が結婚したとき		30,000円		
	出産祝金		組合員または配偶者が出産したとき		10,000円		
	小学校・中学校入学祝		組合員の子供が小学校・中学校に入学する際、一児童（生徒）につき		5,000円		
	成人の祝		15,000円		—		
	初老（厄入）祝		15,000円		—		
	還暦の祝		15,000円		—		
	古希の祝		—		15,000円		
	喜寿の祝		—		15,000円		
	米寿の祝		—		15,000円		
敬老の祝		—		70歳以上の組合員に対して祝品贈呈			
労災事故給付金（見舞金）		休業10日以上 of 労災事故にあった場合		一事故につき 10,000円			
交通事故給付金（見舞金）		休業10日以上 of 交通事故にあった場合		一事故につき 10,000円			
住宅災害見舞金	火災		全焼・全壊の場合（70％以上）		800,000円		
			半焼・半壊の場合（20％以上70％未満）		720,000～400,000円		
			一部焼・一部損壊（20％未満）		240,000～40,000円		
	風水害 （地震を除く）		全壊・流出（自宅70％以上の損壊・流出）		240,000円		
			半壊（住宅20％以上70％未満の損壊）		120,000円		
			一部壊	（損害額が100万円を超える場合）		24,000円	
				（損害額が20万円を超え100万円以下の場合）		8,000円	
			床上浸水	全床面の50％以上の浸水（150cm以上40cm未満）		120,000～24,000円	
				全床面の50％未満の浸水（100cm以上）		24,000円（100cm未満）8,000円	
弔慰金		火災等で組合員の2親等までの同居家族が死亡した場合		80,000円			
障害給付金	病気による重度障害 ・労災保険法第1～2級 ・労災保険法第3級2～4号		500,000円		—		
	不慮の 事故	重度障害	1,000,000円		—		
		労災保険法第3～14級	450,000円～20,000円		—		
	交通 事故	重度障害	—		1,000,000円		
		労災保険法第3～14級	—		900,000円～40,000円		
		入院給付	—		（入院5日目より180日を限度）1日につき2,000円		
通院給付		—		（通院初日より90日間を限度）1日につき1,000円			
死亡弔慰金	組合員	病気死亡（自殺含む）	510,000円（加入年数不問）		組合加入 3ヵ月超1年未満 40,000円 1年以上2年未満 60,000円 2年以上6年未満 80,000円 6年以上 110,000円		
		不慮の事故による死亡	1,010,000円（加入年数不問）				
		交通事故による死亡	1,010,000円（加入年数不問）				
	配偶者死亡		組合加入 3ヵ月超1年未満……………30,000円 1年以上2年未満……………40,000円 2年以上6年未満……………50,000円 6年以上……………60,000円				
				家族死亡		組合加入 3ヵ月超～ 15,000円	
				70歳以上退会慰労金 （70歳以上組合員が脱退する場合）		— 組合加入 20年以上 100,000円 30年以上 120,000円	

- 【特記事項】
1. この共済給付の効力は組合加入後 3 か月後の同日より発生します。但し、住宅災害見舞金・組合員障害給付金・組合員死亡弔慰金 (A 型及び B 型の交通事故死亡) については組合加入年数は問いません。

2. 組合費・共済会費等を 3 ヶ月以上未納している場合は支給できません。

3. 病気休業手当について
 - 組合員が病気等で仕事を休んだ場合に支給します。但し、業務中の疾病や第三者行為による交通事故等は支給対象になりません。
 - 組合加入 3 ヶ月後の同日以降に発病し、その疾病により労務不能となった場合に支給対象となります。
 - 限度満額支給を受けた月より 1 年間に同一疾病等で無受診の場合に限り、その疾病は治癒したものとみなし新たに支給することができます。

4. 傷害入院給付金について支給対象とならないものは次の通りです。
 - 腰痛 (症)・腰椎症・脊椎症・ヘルニア／妊娠・出産・流産／地震・噴火・津波等によるケガ／ビッケル等を使用した山岳登はん／スカイダイビング等の危険な運動中による事故／脳疾患等の病気によるケガ (歩行中病気で意識を失い転倒してケガをした場合等／病気による入院、傷害事故による通院等)
 - 健康保険、労災保険、生命・損害保険、加害者からの賠償金等の有無に関係なく支給対象となります。

5. 死亡弔慰金について
 - 組合員、配偶者及び家族死亡に伴い弔慰金を支給する際には、弔慰金とは別に福祉共済会より生花をお供えすることとします。
 - 家族死亡弔慰金の支給範囲は、組合員と同居している子・父母 (義父母含)、別居の実父母を対象とします。
 - 死亡弔慰金には、香典代 (組合員・配偶者死亡時は10,000円・家族死亡時は5,000円) も含まれています。

6. この福祉共済会の改定は、事実発生日が平成28年11月 1 日以降の申請分より適用します。

